

清掃作業基準仕様書

1 清掃方法

(1) 各供用部分の清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	日常清掃	定期清掃
玄関ホール	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 フロアマットは真空掃除機で吸塵する。 4 扉ガラスで汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。 5 什器備品は、タオル等でほこりを取る。 6 ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	1 床の表面洗浄（ワックス上塗り。以下同じ。）を行う。 2 フロアマットは、適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 3 扉ガラスは、両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイジーで汚れを除去する。
廊下及びエレベーターホール	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 ごみ箱のごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオル水拭き及び乾拭きをする。 4 手すりはタオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	1 床の表面洗浄を行う。 2 壁、窓、天井及び照明器具等の除塵。汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
便所及び洗面所	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 床全面をモップで水拭きする。 3 洗面台及び水栓は、スポンジで適正洗剤を塗布し、汚れを洗浄のうえ、タオルで拭く。 4 鏡は、適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。 5 大小便器は適正洗剤を用いて汚れを洗浄し、拭く。 6 紙屑入れ及び汚物入れは内容物を回収し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。 7 トイレットペーパー、便座シート及び水石鹸の補充	1 床の表面洗浄（できない場合一般洗浄）を行う。 2 トイレの便器、洗面台等に黄ばみや黒ずみ、尿石、水垢などの汚れは、完全に除去する。
湯沸室	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 床全面をモップで水拭きする。 3 流し台は、中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。 4 塵芥容器の塵芥を収集し、容器を適正洗剤で洗浄、タオルで拭く。	1 床の表面洗浄（できない場合一般洗浄）を行う。

	(茶殻室) 1 茶殻の処理（茶殻は、水分を十分きり、所定の場所に搬出） 2 茶殻入容器、床面及び壁等の洗浄（ゴキブリ等衛生害虫の駆除を含む。）	(茶殻室) 1 床の表面洗浄（できない場合一般洗浄）を行う。
エレベーター	1 床面は真空掃除機で吸塵する。又は、自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 壁、扉、操作盤で、汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。 4 扉溝は、真空掃除機で吸塵する。	1 床の表面洗浄を行う。
階段	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分は、モップで水拭きする。 3 手すりは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。 4 窓台等で汚れの目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きをする。	1 床の表面洗浄を行う。
喫煙場所	1 灰皿の吸殻を収集し、容器をタオルで拭く。	
玄関周り	1 自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。	1 洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
敷地（車庫・駐輪場を含む）	1 落ち葉等をほうき等で掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 2 落ち葉のないところは、巡回して粗ごみを拾い所定の場所に搬出する。	

(2) 特別清掃は、次表のとおりとする。

清掃箇所	特別清掃
共用会議室	1 床の表面洗浄を行う。
窓ガラス	1 ガラス面に水又は中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 2 ガラス面の隅の汚水をタオル等で拭き取る。 3 ガラス回りのサッシに付着した汚水をタオル等で清拭する。サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 <u>4 外側のガラス清掃においては、墜落制止用器具を装着し、落下防止の手段を講じる。</u> 5 高所作業等を行う場合は、労働安全衛生法上の要件を満たす者を配置する。

2 清掃箇所

別添「清掃区域図面」による。